

住民監査請求監査結果

第1 請求の受理

1 請求人

X

2 相手方

札幌市長

3 請求書の提出日

令和2年4月20日

4 請求の要件審査

この札幌市職員措置請求（以下「本件措置請求」という。）については、本件請求書面上、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項に規定する要件を備えているものと認められたため、請求日付けでこれを受理した。

第2 請求の概要

1 請求の要旨

- (1) 札幌市の指定を受けて公益財団法人札幌市芸術文化財団（以下「本件指定管理者」という。）が行っている札幌芸術の森（以下「芸術の森」という。）の管理運営に関し、札幌市は本件指定管理者に対し、令和元年度の管理費用（管理業務に係る費用をいう。以下同じ。）として、「札幌芸術の森及び本郷新記念札幌彫刻美術館の管理に関する協定書」（以下「本件協定書」という。）及び「札幌芸術の森及び本郷新記念札幌彫刻美術館の管理に関する協定における平成30年台風第21号及び北海道胆振東部地震に係る改定等に関する協定書」（以下「改定協定書」という。）に基づき、合計662,990,000円を、平成31年4月25日に165,747,000円、令和元年7月1日に165,747,000円、同年10月1日に165,747,000円、同年12月26日に165,749,000円を、計4回に分割して支払った。
- (2) 本件指定管理者が、芸術の森内に設置している有料公園施設（市の公園施設で有料で使用させるものをいう。）である木工研修室（以下「木工房」という。）を、札幌市に事前に届け出ずに準備日又はメンテナンス日として事実上休館したことは、札幌市との協定に違反している。本件指

定管理者は、市との協定履行を偽計、詐偽運営し管理費用である市民の税金を騙取し札幌市に損害を与えた。

- (3) 札幌市は、協定に基づき、管理の指定を取り消し、又は管理業務の停止を命じるべきであり、これにより、支払済みの管理費用のうち、実態のない業務にかかる部分について、返還を本件指定管理者に求めるべきである。
- (4) 併せて、札幌市に、これらの事実について、札幌市民に対する公表説明を求める。

2 請求の理由

本件行為は、以下の理由により違法又は不当である。

- (1) 本件指定管理者は、平成31年4月4日、同年4月23日、令和元年8月1日、同年8月20日、同年9月7日、同年9月15日、同年9月21日を、木工房において開催する「自由制作相談室」等の準備日と称して、木工房職員（木工房において実施する各種業務に従事させるため本件指定管理者が雇用している職員を指す。以下同じ。）の勤務不要の休日とし、木工房を事実上休館した。また、平成31年4月27日、令和元年7月27日は、「メンテナンス日」としたが、機器のメンテナンス等は行われておらず、本件指定管理者主催行事に木工房職員に従事させるため、木工房を事実上休館した。
- (2) これらの協定に違反する行為があることから、札幌市は、本件協定書第23条第1項に基づき、本件指定管理者に対して、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の一部又は全部の停止を命ずるべきであり、指定の取消し又は管理業務の一部又は全部の停止をもって、同条第3項により、既に支払った管理費用のうち、実態のない業務にかかる部分について返還を本件指定管理者に求めるべきであるが、これを行っていない。
- (3) 札幌市は、本件指定管理者による実態のない運営行為を令和元年10月8日に把握していたにもかかわらず、協定に基づく適切な措置を講ぜず、漫然と令和元年12月26日に、管理費用として165,749,000円の支払いを行った。
- (4) 指定管理者の指定の取り消し、又は管理業務の一部又は全部の停止を命じれば、既に支払った管理費用の全部又は一部の返還を本件指定管理者に命じることが可能であるが、これを行わなかったことにより、札幌市には損害が生じている。また、本件指定管理者による実態のない運営行為を把握した令和元年10月8日以降、第4回目の管理費用を支払っ

た同年12月26日までの間に指定の取り消し等を行えば、第4回目の管理費用は支払わないか、又は一部を減額できたはずであり、これを行わなかったことにより、札幌市には損害が生じている。

この損害の程度は、木工房の事実上の休館日である9日分の、木工房の運営費用に相当する部分である。

第3 市長の弁明

1 管理の根拠

(1) 札幌芸術の森の管理について

札幌市は、芸術の森の管理について、法第244条の2第3項及び札幌市都市公園条例（昭和32年条例第3号。以下「条例」という。）第29条第1項の規定に基づき、本件指定管理者を指定管理者（法第244条の2第3項の指定管理者をいう。）として指定している。

そして、平成30年4月1日から令和5年3月31日までの5年間に於ける芸術の森の管理について定めるため、平成30年3月15日付けで本件指定管理者との間で本件協定書を取り交わした。

本件指定管理者による芸術の森の管理業務の範囲は、協定書第7条第1項に列挙されているが、その細目及び管理の基準は、同条第2項により仕様書に定めるとしている。これを受け、札幌市は、「札幌芸術の森管理業務等仕様書」（以下「本件仕様書」という。）を作成し、本件指定管理者に対し、芸術の森に係る管理の基準、業務の内容及び要求水準等を示した。

(2) 管理費用について

札幌市は、本件指定管理者に対し、芸術の森の管理費用として、年度ごとに4回に分割した上で、5年間で計3,330,321,083円を支払うことを本件協定書及び改定協定書で定め、このうち、平成31年度（令和元年度）に係る費用を662,990,000円とし、協定書に基づき、1回目の支払を平成31年4月25日に、2回目の支払を令和元年7月1日に、3回目の支払を同年10月1日に、4回目の支払を同年12月26日にそれぞれ行い、当該年度の管理費用の支払を完了したところである。

なお、管理費用については、札幌市が、過去の実績等を踏まえ、指定期間における施設の管理に要する支出費用の積算額から収入の積算額を差し引いて算定した額を基準額とした上で、この基準額の範囲内で、本件指定管理者が提案した額に基づいて、本件協定書に定めている。

2 本件措置請求について

(1) 木工房の概要・事業について

ア 木工房について

木工房は、条例第15条及び別表4に定める芸術の森の有料公園施設の一つであり、糸のこをはじめとする工具を一式備え、工作室及び機械加工室を備えている。

イ 事業の計画及び実施に関する要求水準について

本件仕様書では、工芸・その他の芸術分野の普及振興に関する業務として、クラフト(工芸)の普及振興を図ることを目的とした展覧会、講習会等を実施することを定めており、この件にかかる要求水準は次のとおりである。

- ・ 施設の特性を活かし、多様な文化芸術の普及事業に取り組むこと
- ・ 事業の実施に当たっては、ボランティアや関係団体、地域住民等との連携を図るよう努めること
- ・ 有料事業の観覧料・受講料は参加しやすい金額となるよう配慮すること 等

そして、これらの業務については、指定管理者からの提案に基づき実施するとしており、事業の実施規模については、本件仕様書における要求水準を最低限満たすことは当然求められるものの、どの程度実施するかは本件指定管理者の裁量に委ねられている。

ウ 事業に係る計画の提出について

芸術の森の指定管理の計画については、札幌芸術の森管理業務の計画書(以下「管理業務計画書」という。)及び、本件協定書で提出を定めている、指定期間における各年度ごとの管理業務に係る業務計画書及び収支計画書による。

管理業務計画書では、木工を含む7分野の工芸講習会について、体験コースから高度な技法の体験・習得を目指すコースまで体系的なメニューで開催すること等の提案がなされているが、各工房における具体的な講習内容や開催日数等について提案はない。

本件協定書で提出を定めた業務計画書に相当する、本件指定管理者が作成した「2019年度事業計画書」では、工芸・版画講習会事業について、「各分野において、工芸と版画の制作者の拡大に繋がる技術の習得や向上を目指す市民向けの講習会を通年で開催し、生活に新たな発見や潤いが得られることを目指す。また、各講習会の対象者を明確にし、より参加者の制作意欲や参加目的を満たせるようにする」としている。

本件指定管理者は、令和元年度において、4月から2月までの11か月間で延べ46日間の講習会等の事業を開催し、延べ410人の参加があった。

平成30年度においては、延べ62日間の開催で、延べ557人の参加があった。令和2年3月1日から、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため事業の実施・貸出を停止していたこと等により、前年度に比べて開催日数、参加者は減少しているが、一定規模の開催実績があったといえる。

(2) 請求人の主張に対する市の見解について

ア 令和元年度の講習会等の実施内容について

本件指定管理者は、事業計画書に記載のとおり、工芸各分野の各種講習会等を開催していて、木工分野においては、次の事業を実施した。

- ・ 木工自由制作相談室（定期開催）
- ・ 木工夏休み自由研究相談室、ふゆやすみクラフト体験
- ・ 四季を通じた集客促進事業（年4回）
- ・ 北海道メイカーズ、よりみちNightワークショップ

講習会等の実施は、本件仕様書において本件指定管理者からの提案に基づき実施するものと定めており、講習会等の内容や回数は本件指定管理者の裁量に委ねられている。

令和元年度に本件指定管理者が実施した木工分野の講習会等に関しては、前年度までと比較して内容が変更になっているものの、前記2(1)ウのとおり前年度と同様十分な開催実績があり、クラフト（工芸）の普及振興に寄与するものであるとともに、管理業務計画書及び2019年度事業計画書にある講習会等の計画を踏まえたものであることから、本件仕様書における要求水準を満たしたものと考えられ、さらに、講習会等への職員の配置数についても、講習会等の内容・受講者の安全の確保の点からは適当と認められることから、講習会等の実施に関して本件指定管理者に違法又は不当な点は認められない。

なお、請求人は、事業計画書のとおり講習会等を実施しなかったことを市との協定違反と捉えている可能性はあるが、前述のとおり、本件指定管理者が実施した令和元年度における木工分野の講習会等の内容は、本件仕様書における要求水準を満たしたものであり協定違反には当たらない。

イ 本件仕様書等との関係について

本件仕様書では、本件指定管理者は、特に必要があると認めるとき

は、施設の使用時間や休館日を変更し、又は臨時に休館日を設けることができ、その場合は、市に事前に届け出ることとしている。

請求人の主張する「実態のない運営行為日」（木工房を事実上休館した9日間を指す。以下同じ。）に関しては、令和元年9月から11月にかけて請求人から本市所管部局に対して指摘があり、事前の届け出がなく、市も実態を把握していなかったため、指定管理者に事実関係の報告を求めたところ、次のとおりであった。

- ・ 「準備日」について

主催事業のために事前に設定したが、準備が早期に完了しながら利用に供しない日が数日生じていた。

木工房の安全な利用を確保するため職員2名体制としたい一方で、働き方改革関連法の施行により年次有給休暇を取得させることが義務化されたため、準備日を利用して休暇調整をした。

- ・ 「メンテナンス日」について

メンテナンス日として設定した4日間のうち2日間については、職員の勤務実績はあるものの、貸出備品等のメンテナンスが目的ではなく、当日行う主催事業開催のための貸し工房の休館であった。

これらの対応は、利用者の不信や誤解を招く不適切なものであることから、市は本件指定管理者に対して、直ちに次の改善を指導した。

- ・ 利用者に対して正確な情報を説明すること
- ・ 臨時休館日を設ける場合の市への事前届出の徹底

その結果、準備が想定よりも早く完了して貸出し可能となった日については、貸出日に変更する等の改善がなされた。

本件仕様書では、芸術の森の利用の促進、利用率の向上に関する取組を実施し、目標とする利用者数（利用率）を確保することを求め、要求水準として、各種研修室（木工房も含む）の目標利用率を85%と設定しているが、令和元年度の木工房の利用率は100%（平成30年度は99.4%）と要求水準を大きく上回っている。

また、実際に一般の方が木工房を利用できる日数は、令和元年度は239日（平成30年度は254日）であったことから、令和2年3月は閉館していた状況を考慮すれば、請求人が「実態のない運営行為日」と主張する9日間の臨時休館により一般の方の利用日数が不当に制限されていたとは認められない。

従って、令和元年度の木工房における臨時休館は、本件仕様書に定

める事前の届出がなされていなかったという点において手続き上の不備は認められるものの、本件指定管理者が特に必要があると認めるときは臨時に休館日を設けることができることを踏まえると、臨時休館をしたこと自体は本件協定書に違反したものであるとはいえず、指定の取消し、管理業務の停止、管理費用の返還事由には当たらない。

3 結論

以上のとおり、本件指定管理者に対する管理費用の支払は適法かつ正当に行われており、請求人の主張にはいずれも理由がないから、本件請求は棄却されるべきである。

第4 監査委員の判断

1 結論

- (1) 本件措置請求中、市への事前の届出がなく、木工房を事実上休館した協定に違反する行為について、市が指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の一部又は全部の停止を命じなかったことに関する部分は、違法又は不当な点は認められないから、理由がないものとしてこれを棄却する。
- (2) 市は協定違反を把握していながら、令和元年12月26日の管理費用の一部又は全部の支払を停止しなかったことに関する部分は、違法又は不当な点は認められないから、理由がないものとしてこれを棄却する。
- (3) 市に、協定違反等の事実があったこと等について札幌市民に対し公表説明を求める部分については、法242条第1項の措置請求の対象とはならないものであるから、不適法であり、却下する。

なお、本件公の施設の指定管理にかかる問題点について、直ちに違法又は不当と判断するものではないが、監査委員としての意見を付する。(本書12ページ第5参照。)

2 結論に至った理由

(1) 認定事実

請求人及び市から提出された関係資料、請求人の陳述、市の所管部に対する事情聴取の結果及び本件における一切の事情を総合すれば、以下の事実が認められる。

ア 木工房の事実上の休館について

- (ア) 本件措置請求にかかる「準備日」と称した計7日間については、「準備」に相当する何らかの活動を行っていた形跡がなく、木工房

職員4名のすべてが年休等により出勤しておらず、実態としては休館と同一であった。

- (イ) 同じく「メンテナンス日」と称した計2日間のうち、平成31年4月27日については、大型機械の軽微な点検を行っていたものの、木工房職員は、同日開催の本件指定管理者主催行事「芸森スプリングフェスタ」の一環として、クラフト工房で行われた寄木のアクセサリ製作体験に従事していた。

同じく「メンテナンス日」と称した令和元年7月27日については、機器のメンテナンスは行わず、木工房職員は、同日開催の当該指定管理者主催行事「芸森バースデー」の一環として、クラフト工房で行われた寄木のアクセサリ製作体験に従事しており、これら2日間については、木工房において事業活動が行われていなかったから、実態としては休館日と同一であった。

- (ウ) 本件仕様書では、本件指定管理者が臨時に休館日を設ける際は、札幌市へ事前に届け出ることとしているが、「準備日」と称した計7日間、及び「メンテナンス日」と称した計2日間については、臨時の休館日として事前の届出はなされていない。

イ 本件「準備日」「メンテナンス日」の実態の把握状況と改善状況

本件「準備日」「メンテナンス日」について、市は、令和元年9月17日に請求人からの情報提供によって把握し、同年10月25日に、本件指定管理者の関係職員との面談により、請求人の申し立てを概ね事実と確認した。この際に、市から本件指定管理者へは、利用者に対して正確な情報を説明すること、臨時休館日を設ける場合の市への事前届出の徹底について直ちに改善を指導した。その結果、同年11月以降、準備が想定よりも早く完了して貸出し可能となった日については、貸出日に変更する等の改善がなされた。

また、令和2年1月25日の本件指定管理者主催行事において、木工房職員は、平成31年4月27日、令和元年7月27日と同様に寄木のアクセサリ製作体験に従事していたが、このことについて、木工房において利用者に公開している木工房予定表においては、メンテナンス日等と称することなく、主催行事名と従事する業務名を記載していたことが確認された。

ウ 管理費用の支払停止、返還及び返還請求の定めについて

本件協定書において、札幌市が、管理費用の支払い停止、変更及び返還請求を行うことができるとする規定は次のとおりである。

- (ア) 管理費用の全部又は一部の支払いを停止することができる場合

業務報告書の提出がない場合、その他本市が特に必要と認める場合（本件協定書第17条第3項）

- (イ) 札幌市及び本件指定管理者の協議の上、管理費用の額及び支払金額を変更することができる場合

指定期間中に条例の改正又は本件仕様書に定める業務の細目若しくは管理の基準の変更に伴い管理費用が増加し、又は減少する場合（本件協定書第17条第4項）

指定期間中に経済情勢の激変その他予期することのできない特別な事情により管理費用の額が著しく不適當となった場合（本件協定書第17条第5項）

本件協定の締結日現在において予定されている消費税率の引き上げが予定どおりに実施されなかった場合（本件協定書第17条第6項）

- (ウ) 既に指定管理者に対して支払った管理費用の全部又は一部を返還させることができる場合

本件指定管理者が、本件協定書の内容に違反する等、本件協定書第23条第1号各号に該当するとき、札幌市は本件指定管理者に対して、指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の一部又は全部の停止を命ずることができ、これらの措置を行った場合（本件協定書第23条第1項及び第3項）

エ 木工房の休館日にかかる協定上の定め

本件仕様書においては、「管理物件及び管理の基準」、「業務の内容と要求水準」等を掲げている。

「管理物件及び管理の基準」においては、管理物件として、芸術の森センターなど19の施設を特定し、条例に定める有料公園施設の使用時間及び休館日を挙げ、特に必要があると認めるときは、変更し、又は臨時に休館日を設けることができるとし、その場合、札幌市に事前に届け出ることとしている。

「業務の内容と要求水準」では、業務の内容を5項目に大別したうえで、26項目の業務内容を掲げている。この26項目については、一部を除いてそれぞれ要求水準を設けている。また、大別した5項目のうち、「事業の計画及び実施に関する業務」については、本件仕様書のほか、管理業務計画書のとおりとする。さらに、本件仕様書においては、指定期間の各年度ごとの管理業務に係る業務計画書及び収支計画書を市に提出することとしており、管理業務計画書と各年度ごとの業務計画書及び収支計画書の関係は、管理業務計画書が5年

間の基本計画に相当し、各年度ごとの業務計画書及び収支計画書は、基本計画の目標達成に向けて本件指定管理者が各年度内に行うべき事業の詳細を示した実行計画書となるものである。

これらに記載された業務の内容等のうち、本件請求に関連すると考える業務内容と要求水準は、次のとおりである。

本件仕様書 第4 業務の内容と要求水準

3 事業の計画及び実施に関する業務

(2) 工芸・その他芸術分野の普及振興に関する業務

要求水準：施設の特徴を活かし、多様な文化芸術の普及事業に取り組むこと。

4 施設の利用等に関する業務

(3) 利用の促進、利用率の向上に関する取組

要求水準：目標利用率は、次のとおりとすること。

各種研修室：85%

管理業務計画書 II 施設・設備等の維持管理に関する業務

2 施設、設備等の維持に関する業務

(7) 工房施設の管理

市民の自主的活動を支援する工房として、安全環境の確保を柱とした管理運営を行います。

・ 専門職員の配置

貸工房では多くの機械や薬剤が使用されることから、各工房に専門知識・技術を有する職員を配置し、必要に応じて安全教育を実施しています。特に、木工房と版画工房では重大事故につながりかねない設備や薬剤が使用されるため、作業主任者資格を有する職員を配置します。

2019年度 事業計画書（令和元年度の業務計画書に相当）

3 工芸・工房事業

(2) 普及事業

① 工芸・版画講習会事業

- ・ 一般講習会
- ・ グループ講習会
- ・ ふらっとクラフト体験
- ・ ワークショップ、セミナー

期日：通年

会場：クラフト工房、染工房、織工房、木工房、版画工房、
陶工房ワークショップルーム

オ 令和元年度の木工房の運用状況

令和元年度の木工房の利用率は100%（平成30年度は99.4%）と要求水準を大きく上回っている。また、実際に一般市民が木工房を利用できる日数は、下表のとおり、令和元年度は239日／11か月（月平均21.7日）であり、月平均では、平成30年度の254日／12か月（月平均21.2日）を上回るものであった。

表：木工房開館日等比較

		日数 (a)	休館日 休園日 (b)	メンテ ナンス (c)	講習会 (d)	準備日 (e)	イベン ト等 (f)	一般利用日 (g)=(a)-(b)-(c) -(d)-(e)-(f)
平成 30 年度	4～2月小計	334	38	1	51	13	0	231
	3月	31	4	0	3	1	0	23
	合計	365	42	1	54	14	0	254
	月平均	30.4	3.5	0.1	4.5	1.2	0.0	21.2
令和 元年度	4～2月小計	335	38	4	39	14	1	239
	3月	0	0	0	0	0	0	0
	合計	335	38	4	39	14	1	239
	月平均	30.5	3.5	0.4	3.5	1.3	0.1	21.7
令和 元年度 ※	4～2月小計	335	45	2	39	7	3	239
	3月	0	0	0	0	0	0	0
	合計	335	45	2	39	7	3	239
	月平均	30.5	4.1	0.2	3.5	0.6	0.3	21.7

※「準備日」と称して事実上休館した日を「休館日・休園日」に、「メンテナンス日」と称して木工房職員をイベントに従事させ、木工房を事実上休館した日を「イベント等」に計上したもの

(2) 監査委員の判断

以上認定の事実に基づき、市の判断の違法、不当につき判断する。

ア 本件仕様書においては、本件指定管理者が臨時休館日を設ける際は、市への事前の届出を義務付けている。この届出を必要とした趣旨は、単なる情報共有の意味に止まらず、本件指定管理者の自己都合により、市民の利用が恣意的に制限されないようにけん制する意図があるものと解すべきである。そして、市において臨時休館日の指定によって本件仕様書等で定められた要求水準が維持できない恐れがある場合には、その是正を求める必要があることから、事前届出はその機会を確保するためのものであると考えられる。

本件指定管理者には、臨時休館日を設ける裁量権が認められている

が、その裁量には合理的な制限があり、本件仕様書等で定められた要求水準を維持する限りにおいてのみ肯定されると解すべきである。

臨時休館日を設けたことにより要求水準が維持できなかった場合には、市との協定違反の違法、不当があり、本件協定書第23条第1項に定める指定管理者の指定の取消又は停止事由となり得ると解される。

このことから、本件請求にかかる無断休館日の設定により、要求水準が維持できなかったかどうかを判断する。

イ 認定事実に挙げたとおり、令和元年度の木工房の利用率は要求水準を大きく上回っている。また、実際に一般市民が木工房を利用できる日数も、月平均を平成30年度と比較すると微増と認められ、9日間の臨時休館によりその利用日数が不当に制限されていたとは認められない。また、講習会等の開催日数及び参加人数は前年度より減少しているが、市はこれについて、一定規模の開催実績があり、本件仕様書に定める要求水準を満たしていると判断しており、この判断を是認できないような事実は認められない。

ウ 市は、本件指定管理者が、協定に定める事前の届出を行わずに木工房を事実上休館したと確認した上で、本件指定管理者に対し、令和元年10月25日に改善を指導し、令和元年11月には、準備が想定よりも早く完了して貸出し可能となった日については、貸出日に変更する等の改善がなされたことを確認している。

市は、この指導に対する本件指定管理者の対応、前記木工房の運営実態を示す数的根拠、及び本件仕様書において管理物件としている他18の施設の管理業務の遂行状況、本件仕様書に挙げる全26項目の業務内容の遂行状況を総括し、要求水準は概ね満たされたと評価した上で、木工房の無届の休館をもって、本件協定書第23条第1項に定める指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めた管理業務の一部又は全部の停止には当たらないと判断している。そして、この市の判断には特に問題となるところは見出し難い。

エ 以上によれば、市が、令和元年12月26日の管理費用の一部又は全部の支払を停止しなかったことに違法又は不当な点はないと認められる。

第5 意見

- 1 請求人は、本件請求においては、指定管理の取り消し等を行うべき理由として9日間の無届の休館のみを挙げているが、これ以外に、指定管理者

の管理運営に関し多岐にわたる問題点を指摘している。

これらの中には、実際に問題があり改善がなされたもの、改善をなすべきかは見解が分かれるものも含まれているが、これらについて、指定管理者及び指定管理者を監督する市が、どのように現状を把握し、今後の方向性をどう判断しているか、利用者に対して十分な説明が不足しているという印象を受けた。

実際に本件施設を利用する市民からの申出については、市は必要な調査等を行い、適切な管理運営に向けた指導、監督を行うとともに、経緯について、利用者に対して十分な情報提供を行い、理解を得られるよう努められたい。

- 2 この度の木工房の無届休館にかかる市の指導を受けて、指定管理者においては、準備が想定よりも早く完了して貸出し可能となった日については、貸出日に変更する等の改善を行ったとのことであるが、請求人が指摘している人員不足については、十分な検証を行っていない。

今一度、木工房における業務の目的と投入できる人員等を考慮し、貸し工房事業と講習会等の事業のバランスを鑑み、講習会の内容や人員配置基準の見直しを行うなどの検討が行われるよう、市においては必要な指導をされたい。